

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府省庁名 金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	相続した株式の譲渡における相続税（株式分）の取扱いに関する見直し		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>相続人が、相続した上場株式等を売却し、譲渡所得を計算する場合、その売却が相続申告書の提出期限日から3年以内ならば、当該株式等の相続税額を取得価額に加算することで、譲渡所得から相続税相当額を差し引くことができる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>当該特例措置について、その売却期間に関する制限を撤廃し、相続後の売却時点に関わらず、当該株式等の相続税額を取得価額に加算することができるようにすること。</p>		
関係条文	所得税法第33条第3項 租税特別措置法第39条 地方税法第32条第1項、第2項、		
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>世代を通じた長期の株式保有を促すため、国民の資産選択に歪みを与えない環境を整備すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>相続した上場株式等を売却し、譲渡所得を計算する場合、その売却が相続申告書の提出期限日から3年以内ならば、当該株式等の相続税額を取得価額に加算することで、譲渡所得から相続税額を差し引くことができる（相続財産に係る譲渡所得の課税の特例）。</p> <p>しかしながら、当該売却期間の制限（3年以内）が、相続後の株式売却を助長しているとの指摘がある。</p> <p>世代を通じた長期の株式保有を促すため、国民の資産選択に歪みを与えない環境を整備するには、当該特例の見直しが必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし。		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－３ 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	政策の達成目標	世代を通じた長期の株式保有を促すため、国民の資産選択に歪みを与えない環境を整備すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ。)
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	相続により取得した上場株式等を３年以内に売却するインセンティブが排除されることで、国民の資産選択に歪みを与えない環境が整備される見込み。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	相続した上場株式等を売却する場合、売却時点に関わらず当該株式に係る相続税額を取得価額に加算することで、相続人の資産選択に生じる歪みを解消するため、所得税の見直しによることが妥当。
	ページ	1—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規要望。
ページ	1—3